

第3学年保護者各位

高校生等奨学のための給付金制度のご案内

この度、返還の必要のない「高校生等奨学給付金制度」のご案内をいたします。
 つきましては、下記の対象となる世帯の方は提出書類に記入・捺印の上、学校事務局へご提出
 くださいますようお願い申し上げます。尚、記入例につきましては、QRコードからご確認下さい。

■ 対象となる世帯

基準日の7月1日現在で、次の①～④全ての項目に該当する世帯

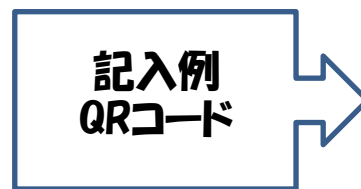
- ① 生徒が私立の高等学校等に在学していること。
- ② 生徒が高等学校等就学支援金又は学び直し支援金の受給資格者であること。
- ③ 保護者(親権者)等が北海道内に住所を有していること。
- ④ 「生活保護(生業扶助)受給世帯」又は
 「保護者等全員の道民税及び市町村民税の所得割額が非課税(0円)」であること。

※保護者等が道外に住所を有している場合は、その都府県の制度が適用されますので、申請方法等をお住まいの都府県庁にお問い合わせ下さい。

提出書類	非課税世帯	生活保護
給付金受給申請書(両面)	○	○
通帳のコピー貼付用紙	○	○
生活保護受給証明書 (7月1日現在の生業扶助が確認できるもの)	×	○
扶養誓約書 (7月1日現在で、保護者に扶養されている15歳以上(中学生を除く)23歳未満の全員)	○	×

■ 提出期限 8月23日(金)迄

※提出期限を過ぎますと、給付できない場合がありますので、必ず期限までの提出をお願いいたします。



実業高校HPIはこちらのURLからでもご覧いただけます。

<https://www.asahikawa-jitsugyo.ed.jp/archives/51382>

■ 生徒一人当たりの支給額

世帯区分	生活保護(生業扶助)受給世帯	非課税世帯 保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が0円の世帯	
		全日制	
		第1子	第2子以降
給付額(年額)	52,600円	142,600円	152,000円

裏面につづく



◎ 家計急変世帯への支援について

下記に該当する方はご連絡下さい。家計急変用の申請書をお渡しいたします。

○制度概要:

家計急変によって保護者等の収入が激減した世帯に対して、非課税世帯に相当すると認められた場合、高校生等奨学給付金を支給します。

- ※ 生活保護受給世帯は対象外です。
- ※ 非課税に相当すると認められる世帯年収見込目安

2人世帯の場合	2,044,000 円未満
3人世帯の場合	2,216,000 円未満
4人世帯の場合	2,716,000 円未満
5人世帯の場合	3,216,000 円未満

○家計急変の対象となる事由

- ① 被災害
- ② 保護者等の死亡・心身の著しい障害及び長期療養
- ③ 保護者等の失職
会社の倒産、解雇等による失職のほか、定年退職も対象となります。
ただし、自己都合による退職は含まれません。
- ④ その他
保護者等の離婚、育児放棄、生死不明、行方不明、
新型コロナウイルス感染症による減収 等

■ 生徒一人当たりの支給額

世帯区分	家計急変による非課税相当世帯	
	全日制	
	第1子	第2子以降
給付額(年額)	142,600円	152,000円

※ 7月1日までに家計急変した場合(上記の支給額)

※ 7月2日以降に家計急変した場合

発生・申請した時期に応じて算定した支給額申請月により支給額が減額になります。

お問い合わせ先
〒071-8138 旭川市末広8条1丁目
TEL0166-51-1246
旭川実業高等学校事務局
(平日AM8:00~PM5:00)